

平成 17 年 5 月 31 日

厚生労働省 障害保健福祉部
部長 塩田 幸雄 殿

社団法人日本作業療法士協会
会長 杉原 素子

障害者自立支援法（案）について

（意見書）

社団法人日本作業療法士協会は、リハビリテーションの専門職として、各種障害者の自立生活ならびに尊厳ある暮らしへ向けた技術サービスの提供を行ってまいりました。

今般提出された「障害者自立支援法（案）」は、障害種別を超えた支援体系の構築、本人が住みなれた地域で生活できるようにするための市町村を中心とする身近なサービス提供や就労支援への体系が示されており、障害者施策の抜本的な構想として評価しております。

ただし、本法案が国民および障害者の理解を得るには更なる検討が必要と考え、円滑な制度運用となるための具体的な検討への意見を具申させていただきます。

．全体的要件について

費用負担について

：費用負担の原則を本人所得単位とし、かつ、生活保障の前提となる所得保障制度が確立されるべきである。

市町村圏内の「障害福祉サービス」について

：各市町村の独自性と柔軟性を保障し、地域特性に応じた資源の充実によって、利用者が自ら選べる多様なサービスを用意できる体制を整備するべきである。

利用者の個別ニーズに対応できる障害の認定とケアマネジメントの実施および人材の育成

：対象者の障害特性が簡易に把握できる、サービスの必要度に関する尺度を早急に整備するべきである。それと並行して、ケアマネジメントを実施する人材の養成体制を整備するべきである。

健康な暮らしのための保健・医療サービスとの連携強化

：障害の進行予防や生活機能維持・回復に関わる保健・医療サービスとの連続性を強化するために、障害福祉サービスと保健・医療サービスの両担当者会議を義務づけ、サービス提供の効率性を高めるような体制を整備すべきである。

サービス提供事業者の質の維持への対策

：規制緩和によってさまざまなサービス提供事業者が参入することが予測されるが、そのサービスの質を維持するために、第三者評価の実施および事業者による自己点検評価の義務づけなど、提供されるサービスの質を確保する体制を整備すべきである。

市町村への技術支援について(リハビリテーションの視点から)

3 障害各々の障害特性を理解し、具体的な対応が可能な作業療法士の積極的利用について

：作業療法士は、身体障害、発達障害、精神障害の障害特性に応じた対応を蓄積しており、高次脳機能障害や難病などへの対応も行っている。作業療法士を既存の地域生活支援センターに配置し、特にリハビリテーションの観点から、下記 ~ の業務を推進させることが円滑なサービス提供の実施につながると考える。

「障害者及び障害児の有する能力及び適性」の評価

「障害福祉サービス」の中の下記 ~ に焦点を当てた技術支援

・ 自立訓練

： 家族同居者はもとより単身生活を開始する者に対する A D L を含めた社会生活能力の評価と自立訓練の実施

・ 就労移行支援

： 対象者の基本的な作業能力、心身の耐性など、本人の就労準備性の評価を中心とした支援の実施

・ 就労継続支援

： 就労継続のための心身の定期的評価や役割遂行上の相談・支援の実施

・ 相談支援

： A D L から就労までの社会生活に関する相談支援の実施

補装具を含む日常生活用具の適切な給付に関する技術支援

「市町村審査会」への参画

作業療法士、精神保健福祉士の配置については既存の地域生活支援センターだけではなく、市町村によっては「介護保険制度見直し」において提示された、“地域包括支援センター（仮称）”への配置も勘案することが、身近な市町村で生活する障害児・者から高齢者までを対象とした総合的な対応機能を備えることになると考える。

社団法人日本作業療法士協会としては、市町村から上記 ~ に関する技術支援の要請がある場合には、当協会事務局が積極的に対応する。

.その他事項について

(旧) 更生医療の改定、精神医療の質的向上について

- 1 . 更生医療の負担率増加については、障害管理の必要度判定を明確なものにし、適正な支援として検討するべきである。
- 2 . 特に精神障害については、社会的長期入院者が円滑に社会生活を開始できるように、リハビリテーションを促進するための病床機能分化、社会資源との連携義務化などを含めた制度整備をするべきである。

以 上